

## 第3期「かがわ教育ビジョン」の基本的事項について

### 1 計画策定の背景等

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、中長期的な視点による教育行政の指針となる方向性を示した計画として、平成22年4月に「加古川教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を策定しました。また、平成28年3月には第1期計画を振り返るとともに、平成28年度からの5年間を見据えた「第2期かがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第2期「かがわ教育ビジョン」という。」）を策定し、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念に据え、3つの目指すべき具体的な人間像である「努力する人」「心あたたかい人」「行動する人」の実現に向け、学校園・家庭・地域が互いに信頼しあって連携・協力しながら、子供たちの学びや育ちを支え、生きる力を育む教育を推進してきました。

この間、少子高齢による人口構造のさらなる変化や急速な技術革新によるICTの進化、グローバル化の進展などにより、教育を取り巻く環境は大きく変わってきており、教育の在り方についても時代に応じた変革が求められています。

こうした中、国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、超スマート社会（Society5.0）の実現などの2030年以降の変化等を見据えた上で、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を引き続き継承するとともに、「人生100年時代」を豊かに生きていくため、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えたとされています。

また、兵庫県においては、平成31年2月に第3期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、基本理念を「兵庫が育むこころ豊かで自立する人づくり」とし、『未来への道を切り拓く力』の育成を重点テーマに加え、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現をめざす取組がすすめられています。

こうした背景や第2期「かがわ教育ビジョン」が令和2年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、改めて本市の教育の方向や目標を定め、その実現に向けて今後講ずるべき施策を示した第3期「かがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第3期「かがわ教育ビジョン」という。」）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

第3期「かがわ教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～令和4年度）、平成31年2月に策定された県の第3期ひょうご教育創造プラン（平成31～令和5年度）を参酌しつつ、本市の「加古川市総合計画」の教育に関する分野の内容を踏まえた、教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

また、子ども・子育て支援の方向性を定めた「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」などの関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

第3期「かがわ教育ビジョン」の具体的な施策については、毎年、「教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）」として定め、推進していきます。

### ◆加古川市総合計画とかがわ教育ビジョンの位置づけ

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
後期総合基本計画 (平成28～令和2年度)				加古川市総合計画 (令和3～8年度)							
		国：第3期教育振興基本計画			県：第3期ひょうご教育創造プラン						
第2期「かがわ教育ビジョン」 (平成28～令和2年度)					第3期「かがわ教育ビジョン」 (令和3～6年度)						

### 3 策定体制

第3期「かこがわ教育ビジョン」の策定にあたっては、「加古川市付属機関の設置に関する条例」及び「加古川市教育振興基本計画検討委員会規則」に基づき、学識経験者、保護者の代表者、地域の代表者、事業者の代表者、関係団体の代表者、市民の代表者で、「加古川市教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を組織するとともに、検討委員会における検討及び審議が円滑に行われるよう、「加古川市教育振興基本計画検討幹事会設置要綱」に基づき、教育関係者から構成される「加古川市教育振興基本計画検討幹事会」を設置し、検討を重ねていきます。また、パブリックコメントを通じて、広く市民、関係者の意見を求め、その内容も反映させていきます。

### 4 計画の対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校園・家庭・地域の3つに分かれています。第3期「かこがわ教育ビジョン」は、この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりを持って進められていくことの重要性を踏まえて、加古川市内にある市立の幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校における教育と、家庭や地域における教育を対象としています。

### 5 計画の対象期間

国の第3期教育振興基本計画は平成30年度から、県の第3期ひょうご教育創造プランは令和元年度から、5年間の計画として策定されました。

上記の国及び県の計画との連動を次期策定時からより重視していく観点から、本計画の期間を4年間に変更することとします。

本計画は、令和3年度から令和6年度までを対象期間とし、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示すものです。